

プロポーザル実施要領等に関する質問回答一覧

	書類名	頁	項番	項目	質問内容	回答内容
1	公募型プロポーザル実施要領	2	1.2.2(2)	(2) 4)-1 ⑦	⑦現行維持管理計画の更生・内容見直し、とありますが「更生」は「構成」の誤りではないでしょうか	ご質問のとおり、「更生」は「構成」と読み替えてください。
2	公募型プロポーザル実施要領	6	2.5	業務規模	業務規模として金額の記載がありますが、各業務別の内訳を提示いただけないでしょうか。	各業務別の内訳の公表は、行いません。
3	公募型プロポーザル実施要領	6	2.5	業務規模	業務規模の予定価格には国からの交付金も含まれているのでしょうか。	業務規模の予定価格には、国からの交付金も見込んでいます。
4	公募型プロポーザル実施要領	6	2.6.2	募集の取りやめ等	②天災その他やむを得ない理由、とありますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国や大阪府の対応も含まれるのでしょうか。	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令された場合など含まれます。現在のところ新型コロナウイルスの感染拡大に伴う募集取りやめは考えておりません。
5	公募型プロポーザル実施要領	7	2.6.7(1)	提出書類の取扱い	公表や展示等で参加者からの著作物を使用する際に、参加者に対する事前確認はあるのでしょうか。	情報公開による開示請求があった場合、事前確認は行いますが、基本的には市の判断により参加者の技術・商業上のノウハウ以外の公表を行います。
6	公募型プロポーザル実施要領	8	3.1	各種手続きスケジュール及び方法	各種手続きのスケジュール表が記載されておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、国や都道府県の方針により外出や出張が困難となった場合、スケジュールは変更・延期されるのでしょうか。また、国や都道府県による方針ではなく企業等参加者の方針により外出や出張が困難となった場合、変更・延期の相談に応じていただけるのでしょうか。	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令された場合などに限らず、応募書類の提出状況、審査の進捗状況によっては、スケジュールを変更することがあります。また外出や出張が困難となった場合は、手続きの方法等相談をお受けします。
7	公募型プロポーザル実施要領	10	4.1(2)	現地見学会	現地見学会において見学を予定している施設とは具体的にどのようなものでしょうか。管路は地中で見学が困難だと思います。マンホール等から確認するような形でしょうか。	要求水準書P.4、18業務事務所に記載の市役所庁舎下水道課内執務室及び本市清見台にある維持管理ステーションを予定しています。必要に応じ管路の確認も本市立ち合いのもと実施することはできますが、安全対策等については、参加者において行う必要があります。
8	公募型プロポーザル実施要領	12	4.5(1)	プロポーザル参加表明書および参加資格確認書類の提出	参加表明書および参加資格確認書類の提出期限が8月31日(月)17時となっておりますが、新型コロナウイルスの感染が拡大している中、外出や出張が容易ではないため、延長していただくことはできないのでしょうか。	現在のところ延長することはありません。外出や出張が困難となった場合は、手続きの方法等相談をお受けします。
9	公募型プロポーザル実施要領	13	5.2.2	技術対話	「技術対話における企画提案書からの説明、及び企画提案書に対する修正点や補足事項の数等は、審査の対象としない。」とありますが、技術対話によって修正点があってもあくまでも企画提案書の内容で審査されるということでしょうか。それとも、修正や補足事項の多寡は審査には影響しないという意味でしょうか。	技術対話は、提出された技術提案書の内容で要求水準書の項目及び参考見積書等の不明瞭点等確認するための場です。したがって、企画提案書の修正や補足を認めませんが、たとえ技術提案内容の修正や補足を技術対話においてされてとしても審査の対象とはなりません。
10	公募型プロポーザル実施要領	27		共同企業体協定書(乙型案)第3条	第3条に事務所所在地の記載がありますが、本件を受託した際の業務事務所は市役所内とされており、市役所内の住所を記載すればよいのでしょうか。それとも任意の所在地(例:代表企業の所在地等)を記載するのでしょうか。	代表企業の所在地としてください。

プロポーザル実施要領等に関する質問回答一覧

11	公募型プロポーザル実施要領	27		共同企業体協定書(乙型案)第16条	第16条に、「構成員は、当企業体が業務の履行を完了する日までは脱退することはできない」とありますが、何らかの事由により脱退せざるを得ない状況も全くないとは言いきれません。 このような場合を想定して、「委託者および他の構成員および委託者の承諾を得て脱退することができる」とこと、併せて「委託者および他の構成員の承諾を得て、新たな構成員を加入させることができる」という形とさせていただきたいと思いますが、可能でしょうか。	ご質問の内容については変更可能です。
12	公募型プロポーザル実施要領	30		共同企業体協定書第8条に基づく協定書(案)	本協定書(案)は共同企業体構成員間での委託額の分担について定めるものですが、参加表明時に提出が必要でしょうか。参加表明提出の時点ではまだ金額の分担を決定できないと想定しております。参加表明時の提出は見合わせていただきますようお願いいたします。	参加表明時に共同企業体協定書第8条に基づく協定書は提出する必要はありません。
13	公募型プロポーザル実施要領	37	3.15.2	増加費用の負担	「前項の規定にかかわらず、定期清掃業務のうち土砂処分については、理由の如何を問わず、業務量の変動に伴う費用の増加は受託者の負担とする。」とありますが、想定を遙かに超えるものに関しては別途協議させていただきますでしょうか。	定期清掃業務において想定をはるかに超える土砂処分が予想される場合は、事前に委託者と協議を行ってから業務を実施してください。
14	要求水準書	4	1.8	業務事務所	(5)に自家用車の駐車に関する記載がありますが、指定駐車場所とはどこになるでしょうか。また駐車場使用料はどの程度になるでしょうか。	業務事務所である市役所周辺には指定場所はありません。ただし、作業事務所である清見台維持管理ステーションの一部は数台可能です。ただし、駐車料金は5,500円/台です。
15	要求水準書	10	3.3.7	巡視・点検および調査業務	点検業務について(6)には地上部より点検ミラーとライトを用い可視範囲を目視により点検するとありますが、一方(7)3)にはマンホール内へ潜行した作業員による目視可能な範囲でマンホール及び管内の状態を観察、とあります。どちらが正しいか明示をお願いします。	基本的には地上より目視点検をお願いしますが、必要な場合は調査潜行目視作業をいただきたいと考えます。
16	要求水準書	28	4.4	業務指標	業務指標(PI)について記載されておりますが、各指標のこれまでの値を教えてくださいいただけますでしょうか。	(別紙14)に示す目標値は根拠欄に示すとおりです。
17	要求水準書	31	2	別紙1 委託業務内容	巡視点検業務や調査業務などにおいて、「実施数量を超えても変更契約の対象としない」と記載されておりますが、委託者からの指示で数量を超えた場合も変更の対象とはならないのでしょうか。理由もご教示いただきたくお願いします。	変更の対象とは考えておりません。受託者の創意工夫により参考数量内で実施していただければと考えております。
18	要求水準書	31	2.1	別紙1 委託業務内容	「実施数量を超えても変更契約の対象としない」と記載されておりますが、何らかの事由で実施数量が減の場合は、変更契約となるのでしょうか。	変更の対象とは考えておりません。受託者の創意工夫により参考数量内で実施していただければと考えております。
19	要求水準書	32	2.1(4),(5)	別紙1 委託業務 修繕業務	表下※3変更契約対象としない。※4別途契約の対象とする。補修の場合は、実施数量を超えても変更契約の対象とせず、修繕及び改築工事の場合は、別途契約の対象とするという解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。実施数量を超えると予想される場合は、事前に委託者と協議を行ってから業務を実施してください。
20	要求水準書	32	2.2	別紙1 委託業務内容	日常的維持管理業務でそれぞれ想定の数値が記載されておりますが、過去の件数はどの程度だったのでしょうか。	概ね実施数量のとおりです。
21	要求水準書	59		別紙14 業務指標	業務指標未達の場合は「発生原因や検証を行い報告する必要がある。」とありますが、ペナルティ等は科されないという認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
22	要求水準書	59		別紙14 業務指標	指標:① 本管破損による道路陥没発生箇所数 定義:原因が本管破損で陥没発生 件数(空洞含む) とありますが、道路陥没が発生した場合は空洞調査を必ず実施するということでしょうか。またその費用についてはどのようにお考えでしょうか。	管路破損による陥没かの調査は実施していただきます。その費用は委託業務内に含まれます。なお、ご質問にあるような空洞調査は考えておりません。

プロポーザル実施要領等に関する質問回答一覧

23	要求水準書	61		別紙15 リスク分 担表	維持管理の中断・中止リスクが受託者の負担になっていますが、ウイルス蔓延によりサービスの提供ができなくなった場合は、不可抗力として扱われるとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりですが、業務の中断及び中止がないよう受託者の創意工夫をお願いします。
24	基本契約書(案)	34		第2条 用語の 定義	(16)に第11条第1項に定める維持管理計画書とありますが、第11条第1項には維持管理計画書の記載がありません。	「維持管理計画書」は「業務計画書」と読み替えてください。
25	基本契約書(案)	35		第5条 別途契 約事項	(3)には公共汚水ます設置・改築承諾調査業務が記載されておりますが、条文にはその記載がありません。基本契約の対象か別途契約となるのか、どちらでしょうか。	第5条の本文に記載されているとおり、別途契約事項としてください。
26	基本契約書(案)	35		第5条 別途契 約事項	基本契約書では計画等変更業務、計画に必要な調査業務および実施設計業務・工事、公共汚水ます設置・改築承諾調査業務を除いた業務が対象であり、これらの業務については別途委託契約を締結するとあります。別途締結する各種契約書の案文を提示いただきたいと思いますと思いますが可能でしょうか。	別途契約事項につきましては各業務において別途協議の上、実施するスケジュールにしたがい河内長野市契約事務規則に則りそれぞれ契約致します。各業務の契約書等については別途協議する際に提示致します。
27	基本契約書(案)	39		第22条 委託料 の支払い	(1)は①②と分けられておりますが、(1)と①の委託料に対する業務が同じものとなっております。また②に記載の業務は(1)に記載されておられません。どのように理解すればよいでしょうか。	②の業務は(1)の計画的維持管理業務における修繕業務の公共汚水樹修繕工および管更生工(部分改築)の実施数量を超えた場合について記載したものです。
28	基本契約書(案)	40		第22条 委託料 の支払い	(1)①に「前条第1号の内数として定められた…」とありますが、ここでいう「内数」とはどのように理解すればよいでしょうか。	基本契約書(案)第21条第1号に記載されることになる金額の内とご理解ください。
29	基本契約書(案)	45		第33条 委託者 による本件業務 の内容の変更	第6項に受託者への支払額が当該年度の予算を超過する虞のある場合、履行対象としていた業務の一部を除外するよう指示することができます。受託者がこの指示に従うことにより発生する費用については請求できないとありますが、委託者の都合により発生するリスクについては委託者が負担すべきものと考えます。指示に従うことで受託者に発生する追加費用については、委託者へ請求できるものとしていただきたいと思います。ご検討をお願い致します。	予算を超過しないようにするためであり、基本契約書(案)として委託者の追加費用負担は、考えていません。
30	基本契約書(案)	52		別紙3 保険	受託者の加入する保険の付保内容についてお示しください。	受託者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合受託者がその責任を負うものと考えています。受託者は、その際に備えて受託者損害賠償責任保険に加入いただくようお願いします。
31	モニタリングの基本的な 方針	4	1.3(3)	第3者機関を交 えたモニタリング	文頭に第3者機関を交えたモニタリングを実施すると有るのに対し、文末に現段階では予定していないとあります。この意味は現状では予定していないが、場合によっては実施することもあるという解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
32	モニタリングの基本的な 方針	6	2.2(1)	書類による確認	表1の総合評価シート(案)ですが本方針で様式(案)を示すと欄外に記載されております。しかしながら同一文書内で確認できませんでしたのでご提示をお願いいたします。	別途ホームページでご提示いたします。
33	モニタリングの基本的な 方針	8	3.1	履行評価とは	「契約期間の最終年度に行う総合評価の結果から、次期業務における加点評価の有無を判定する。」とありますが、加点が有る場合、次期業務受託においてどのように加点されるのでしょうか。	現在のところ、次期業務における評価加点の仕方等について決まっていますが、今後検討してまいります。
34	モニタリングの基本的な 方針	10	3.6(3)	目的の設定	プロセス評価の目的は、アウトカム目標の達と同様とする。とありますが、「アウトカム目標の達」は誤字と思われます。正しい文書をお教ください。	正しい文章は、「プロセス評価の目的は、アウトカム目標の達成と同様とする。」となります。

プロポーザル実施要領等に関する質問回答一覧

35	モニタリングの基本的な方針	11	3.8(1)	評価の考え方	本用務とありますが、本業務のことでしょうか。	ご質問のとおり、「本用務」は「本業務」と読み替えてください。
36	モニタリングの基本的な方針	11	3.8,3.9	評価方法、総合評価	評価方法の考え方は理解できますが、具体的にどのような計算方法で評価されるのか、計算式等について明示いただけますでしょうか。	受託者との協議により決定していく予定です。
37	公募型プロポーザル実施要領	13	5.2.2	技術対話	・「技術対話における企画提案書からの説明、及び企画提案書に対する修正点や補足事項の数等は、審査の対象としない。」とありますが、これは提出した企画提案書の修正、補足は認めるが、評価はあくまでも提出した企画提案書の内容に基づき行われるという理解でよいでしょうか。	ご質問のとおりです。なお、9番に同様の質問がありますので、別途ご参照ください。
38	公募型プロポーザル実施要領	35		基本契約書(案)	(別途契約事項)第5条 ・「本契約は、本件業務のうち計画等変更業務、計画に必要な調査業務及び実施設計業務・工事を除いた残りの業務についてのみ、業務の受委託を約する趣旨で締結されるものであり、本契約のうち計画等変更業務、計画に必要な調査業務及び実施設計業務・改築 工事に関する部分は、法的拘束力を有しないものとする。」と記載されていますが、別途契約の対象となっている「公共汚水ます設置・改築承諾調査業務」も、上記の業務と同様に本契約において法的拘束力を有しない業務の対象と考えてよいでしょうか。 ・別途協議の対象業務については、受託者は当初契約において業務内容及び業務量を想定の上で申し、別途契約時に改めて委託者と協議の上、業務内容、業務量及び契約額を見直すことができると考えてよいでしょうか。その場合、提案時の全体金額が、結果的に増減することもあり得るという理解でよいでしょうか。	・本契約のうち公共汚水ます設置・改築承諾調査業務に関する部分についてもご質問のとおり法的拘束力を有しません。 ・別途契約事項の業務については、ご質問のとおり別途契約時に委託者と協議の上、業務内容、業務量により契約を行いますので、提案時の全体契約金が結果的に増減することがあります。
39	要求水準書	11	8	調査業務	・調査業務に取付管異常の有無の調査がありますが、調査結果により、修繕が必要となった場合は、市において修繕を行うこととなりますか。調査結果を報告するだけとの理解でよいでしょうか。 (P32(4)には取付管の記載なし、別紙13修繕範囲には取付管の一部が受託者の範囲との記載) ・修繕工事を行わない場合、JVによる工事発注・監督業務は発生しないという理解でよいでしょうか。	・道路部における取付管異常の場合は委託者にて工事を行いますので、調査報告のみ行っていただくようになります。 ・JVによる修繕工事を行わない場合、JVによる工事発注・監督業務は発生しません。ただし、他工事立会の必要はあります。
40	要求水準書	12-13		9. 清掃業務 (4) 4) 9-1. 修繕業務 (3) 4) 9-2. 修繕業務 (部分改築工事) (6)	下水道台帳システムに反映させる情報の対象は、受託者にて業務を実施した下水道本管・マンホール・公共汚水ますのみという理解でよろしいでしょうか	・別紙1 対象施設において受託者で行った業務情報を反映してください。
41	要求水準書	13	10	廃棄物の適切な処理	清掃業務で生じた汚泥および生コン残渣、ラード等については、排出事業者は市となりますが、マニフェストの管理の考え方・方法については、(3)に記載のとおり市からの提示・指示があると考えてよいでしょうか。 また、清掃等、当水準書で明記されているものや、土木工事以外で何か想定される廃棄物はありますか。	・排出事業者は受託者となります。法令に従って適正に処分してください。 ・質問内容にある汚泥、コンクリート塊、ラードの他に汚水柵修繕時などに発生するコンクリート製品などを想定しています。
42	要求水準書	13	11	住民対応等業務	飲食店からの油脂系排水による下水管つまりの対応の際の業務範囲はどこまででしょうか。 つまりを解消するための作業までが業務範囲であり、原因者の特定や店主への改善指導などは含まないという理解でよいでしょうか。	・業務範囲は、本管から公共柵までです。 ・原因者特定や改善指導について、基本、委託者で行いますが、再発防止のためのご協力をお願いいたします。 なお、つまりの原因が公共柵より宅内側の場合、排水設備指定業者の紹介などは行っていただきます。
43	要求水準書(別紙)	14	12	他工事等立会業務	受託者は委託者の指示に従い立会業務を行うこととなっていますが、水道・ガス等の道路占有者等から受託者が直接依頼を受け、立会業務を実施する場合は想定されるでしょうか。	・直接依頼は想定していません。 ・日時・場所等の確認の連絡については、直接道路占有者と協議してもらうことは想定されます。

プロポーザル実施要領等に関する質問回答一覧

44	要求水準書	16	19	修繕・改築計画の策定(ストックマネジメント計画)	<p>(1) イ) 緊急度・健全度の判定とは、国土交通省水管理・国土保全局下水道部の「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」に示される評価手法に準拠したものと考えてよいでしょうか。本ガイドラインの他に、市における指針等、判定の際に準拠する基準等がありましたらご教示ください。</p>	<p>前回の長寿命化計画策定時の判定基準は下記を採用しています。</p> <p>①管渠(広角カメラ) ・ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案) ・スクリーニング技術を核とした管渠マネジメントシステム技術</p> <p>②管渠(衝撃弾性波検査法) ・衝撃弾性波検査法による管路診断技術資料 ・スクリーニング技術を核とした管渠マネジメントシステム技術</p> <p>③マンホール ・下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案) ・平成22年度河内長野市公共下水道下水道長寿命化計画策定業務の判定基準</p> <p>④取付管 ・平成22年度河内長野市公共下水道下水道長寿命化計画策定業務の判定基準</p> <p>今回も上記と同じ判定基準を想定しています。</p>
45	要求水準書	27	8節	公共ます設置及び改築承諾調査業務	<p>・46.一般事項において、「未普及対策及び長寿命化対策工事計画に基づき工事着手に支障とならないよう調査員を配置すること。」とありますが、「支障とならない」とはどのようなレベル、内容を想定されていますか。行政の計画や工事着手そのものに対する市民対応など、受注者の業務内容に起因しない支障については、本項の対象外であるという理解でよいでしょうか。</p> <p>・47.調査において、雨水排水設備及び汚水排水設備の調査・測量結果を作図するとありますが、測量内容はどのような手法による業務でしょうか。またその場合、専門的な資格は必要でしょうか。この場合の作図は平面図のみでしょうか。また作図手法はCAD等を用いてデータ化することは必要でしょうか。</p>	<p>・公共ます設置及び改築承諾調査業務が遅れることにより、工事着手に影響を与えないようにすることです。業務内容に起因しない支障(空家、所有者不明など)については、遅滞なく受注者に報告してください。</p> <p>・現地で台所、便所、風呂の位置を確認し、汚水排水設備や雨水排水設備の点検樹を開け、流れ方向を確認する。新たに設置する公共ますの深さを決定するために、排水設備からの距離をテープで測量する。また、浄化槽の場合は、流入樹を開け流入管の深さを確認する。家屋が道路より低いところなど、下水道本管に縦断的に影響がある箇所は、水準測量で地盤高を測定し、ます深さを決定していただきます。なお、専門的な資格は必要ありません。また、平面図のみで作図手法は指定していません。(CADでも手書きでも結構です)</p>
46	要求水準書	31-32	(別紙1)	業務内容	<p>2.1. 計画的維持管理業務、2.2. 日常的維持管理業務の表中にある「業務内容等」および「参考数量」に記載の数量について、</p> <p>①数量の根拠・考え方 ②今回包括委託の対象地域における実績値 ③そのうち、平成28年の包括委託における対象地区(6地区・192ha)での実績値</p> <p>を可能な範囲でご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>①②実績値を基に想定される数量としています。 ③資料閲覧にてご確認ください。</p>

プロポーザル実施要領等に関する質問回答一覧

47	要求水準書	60	(別紙15)	リスク分担	<p>不可抗力(災害・天災等によるもの)によるリスクは委託者が負担することになっていますが、</p> <p>(1)災害対応業務は日常的維持管理業務に含み、清算対象としないものになっていますが、一般的に想定しうる大雨などの災害対応は受注者の負担であるが、不可抗力に該当するような災害(例えば、市が災害対策本部を設置する、特別警報や避難指示が発令されるようなもの)については、委託者のリスク分担になるという理解でよいでしょうか。</p> <p>(2)実施要領P32の基本契約書(案)第15条第2項に「定期清掃業務のうち土砂処分については【理由の如何を問わず】、業務量の変動に伴う費用の増加は受託者の負担とする。」と記載されており、リスク分担の考え方と整合がとれていないように思われますが、「不可抗力(災害・天災等によるもの)によるリスクは委託者が負担」の方が優先されるという理解でよいでしょうか。</p> <p>(3)不可抗力によるリスクは委託者が負担することという考え方については、契約後に締結する「災害時維持修繕協定」(P20)における費用の負担の規定に反映されるものと考えてよいでしょうか。</p>	<p>(1)～(3)基本的には、ご質問のとおりです。契約締結後において委託者と受託者で詳細について協議したいと考えております。</p>
48	要求水準書	19	第5-2節	30. 調査、計画及び設計、図書作成	<p>事業計画の変更内容は、(別紙1)33ページで、令和2年度に策定する生活排水処理計画において、集合処理を推進する地域と下水道事業に係る計画との整合を図る。とありますが、事業計画区域拡大に伴う施設設計対象区域は、想定されるでしょうか。</p> <p>また、計画人口、汚水量原単位等の計画諸元の変更は、想定されるでしょうか。</p>	<p>面整備管の路線設計について、事業計画拡大を想定している区域については、全体計画ですでに設定されておりますので、今回必要な作業としては今回の事業計画変更に沿った形に調整していただく程度を想定しています。</p> <p>今回は計画諸元の大幅な変更は想定しておりません。ただし、近年人口減少が進んでいるため、そのような社会情勢を加味した調整をお願いする可能性があります。</p>
49	要求水準書	21	第6節	(2)流量調査	<p>要求水準書の記述によると、流量調査の目的は、ストックマネジメント計画の改築・更新による不明水対策改善効果の定量評価のための調査と理解しました。その目的のために、計測方法については、不明水量を定量的に計測できる機器が必要と考えてよいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。より効果的な計測方法等がございましたらご提案ください。</p>
50	要求水準書	21	第6節	(2)流量調査	<p>要求水準書では、1)期間は、令和3・7年度の不明水が明確になりやすい時期の28日程度とする。と記述がありますが、(別紙1)34ページでは数量が28日10箇所となっていますので、10箇所を2箇年調査することになるのでしょうか。それとも2箇年で延べ10箇所という数量でしょうか。</p>	<p>2箇年で延べ10箇所の想定です。</p>
51	要求水準書	22	第6節	(2)流量調査	<p>要求水準書では、5)調査後の分析については、委託者の所有する流量計データについても、5年ごとに分析し、併せて不明水について分析すること。とありますが、今回の調査対象箇所10箇所と、委託者が流量計を設置している箇所とは、別と考えてよろしいでしょうか。また、その箇所は何箇所あるのでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおり別です。また、現在流量計は7箇所あり、平成21～24年に設置されております。</p>
52	要求水準書	24	第7-1節	40. 実施設計業務	<p>「設計の計算根拠、資料等は全て明確にし、整理して提出しなければならない」とありますが、耐震設計計算は含まれていますでしょうか。</p> <p>含まれている場合、レベル1レベル2地震動それぞれの工法別設計延長について御教示ください。</p>	<p>耐震設計計算を含みます。</p> <p>令和3年度ではレベル1地震動L=3200～3600m未満を計上しております。</p> <p>令和4年度ではレベル1地震動L=4000～4500m未満を計上しております。</p> <p>レベル1地震動で想定しておりますが、必要に応じてレベル2地震動対象路線を追加する場合があります。</p>
53	要求水準書	26	第7-1節	41. 地下埋設物調査	<p>地中レーダー探査は未普及整備事業設計延長の全路線について行うのでしょうか。</p> <p>また、同探査に係る設計数量について御教示ください。</p>	<p>全設計対象路線延長100m当たり1箇所の調査箇所数で想定しています。また、調査延長は、1箇所あたり4mで想定しています。</p>
54	要求水準書(別紙)	34	2.6実施設計業務	実施設計業務の実施計画	<p>未普及整備事業の設計延長について、工法別の内訳について御教示ください。</p> <p>また、内訳が変わった場合も精算の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>令和3年度:開削工法 内径φ1200mm未満 L=3599.0m</p> <p>令和4年度:開削工法 内径φ1200mm未満 L=4201.8m</p> <p>上記を想定しておりますが、設計検討により工法変更や延長の変更となる場合は、精算対象となります。</p>